

○国土交通省令第百六号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）及び建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十条の二第一項及び第二項、第二十六条第三項第一号ロ及びハ、第二十六条の五第一項第三号及び第四号、第二十九条の五第一項並びに第四十条の四第一項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

建設業法施行規則等の一部を改正する省令
(建設業法施行規則の一部改正)

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(変更の届出)

第七條の二 建設業者は、營業所に置く法第七條第二号に規定する營業所技術者として証明された者又は第七條第一号イ若しくはロ柱書に規定する經驗を有する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2
3
4
(略)

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十四 法第二十條の二第一項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

||
—
•
—
—
(略)

2 法第二十条の二第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であつて天災その他不可抗力により生じるものとする。

一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五

第十三条の十五 建設工事の注文者は、法第二十條の二第一項の規定により前条第一項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設業者に対して通知しようとする場合は、これらの情報を記載した書面を交付して、これを行わなければならない。

2 建設業者は、法第二十條の二第二項の規定により前条第二項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に対して通知しようとする場合において、当該建設業者が法第二十條第一項の規定により見積書を作成するときにあつてはこれらの情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときにあつては当該情報に記載した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

3 建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならない。

4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。

一 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十三条の十六、第十三条の十九（略）

(変更の届出)

第七條の二 建設業者は、營業所に置く法第七條第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者又は第七條第一号イ若しくはロ柱書に規定する經驗を有する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2
3
4
(略)

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十四 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

—
•
—
—
(略)

(新設)

(新設)

第十三条の十五、第十三条の十八（略）

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 法第二十六条第三項第二号の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があること)をいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。)

ト リ (略)

三・四 (略)

2 ヽ 4 (略)

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 ヽ 三 (略)

四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項(下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。)

イ (略)

ロ 特定専門工事(法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の八において同じ。)の該当の有無

ハ・二 (略)

(法第二十六条第三項第一号口の国土交通省令で定める要件)

第十七条の二 法第二十六条第三項第一号口の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。

二 前号の建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。

イ 前号の主任技術者又は監理技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約(第五号二(5)において「二次下請契約」という。)

ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となつた下請契約(第五号二(5)において「二次下請契約」という。)

ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となつた下請契約(第五号二(5)において「三次下請契約」という。)

(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があること)をいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。)

ト リ (略)

三・四 (略)

2 ヽ 4 (略)

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 ヽ 三 (略)

四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項(下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。)

イ (略)

ロ 特定専門工事(法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。)の該当の有無

ハ・二 (略)

第十七条の二 削除

三 第一号の建設工事を請け負った建設業者が、同号の主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていくこと。

四 第一号の建設工事を請け負った建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術者を利用する方法により確認するための措置を講じていくこと。

五 第一号の建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条第一項に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 第一号の主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

ニ 当該建設工事に係る次の事項

(1) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(2) 当該建設工事の内容

(3) 当該建設工事の請負代金の額

(4) 第一号の移動時間

(5) 一次下請契約、二次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの

(6) 第三号の者の氏名、所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容（実務の経験の内容については、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合に限る。第十七条の五第一項第五号二(6)において同じ。）

(7) 前号の措置

(8) 次条の情報通信機器

2 前項第五号イから二までに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

（法第二十六条第三項第一号ハの国土交通省令で定める措置）

第十七条の三 法第二十六条第三項第一号ハの国土交通省令で定める措置は、前条第一項第一号

の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。

（講習の登録の申請）

第十七条の四 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 法第二十六条の八第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

第十七条の三 削除

（講習の登録の申請）

第十七条の四 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

四 法第二十六条の八第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

2 (略)

(法第二十六条の五第一項第三号の国土交通省令で定める要件)

第十七条の五 法第二十六条の五第一項第三号の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 同一の営業所技術者（法第七条第二号に規定する営業所技術者をいう。）又は特定営業所技術者（法第十五条第二号に規定する営業所技術者をいう。）を置こうとする営業所と建設工事の工事現場との間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。

二 前号の建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。

イ 前号の営業所技術者又は特定営業所技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「一次下請契約」という。）

ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「二次下請契約」という。）

ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号二(5)において「三次下請契約」という。）

三 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、同号の営業所技術者又は特定営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に關する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に係る請負契約を締結した営業所及び当該建設工事に置いていること。

四 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の営業所技術者又は特定営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。

五 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条に規定する帳簿の保存期間と同じ期間、当該帳簿とともに営業所で保存していること。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 第一号の営業所技術者又は特定営業所技術者の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称

ハ 当該営業所技術者又は特定営業所技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

四 法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

2 (略)

(新設)

二 当該建設工事に係る次の事項

(1) 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び当該建設工事の工事現場の所在地

(2) 当該建設工事の内容

(3) 当該建設工事の請負代金の額

(4) 第一号の移動時間

(5) 一次下請契約、二次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの

(6) 第三号の者の氏名、所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容

(7) 前号の措置

(8) 次条の情報通信機器

2 前項第五号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

(法第二十六条の五第一項第四号の国土交通省令で定める措置)

第十七条の六 法第二十六条の五第一項第四号の国土交通省令で定める措置は、前条第一項第一号の営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。

(登録の更新)

第十七条の七 第十七条の四の規定は、法第二十六条の九第一項の登録の更新について準用する。

第十七条の八 第十七条の十 (略)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十七条の十一 令第三十二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の十二 令第三十二条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に令第三十二条第一項の承諾又は同条第二項の申出 (以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(講習の実施基準)

第十七条の十三 法第二十六条の十の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・九 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の十四 法第二十六条の十二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・十 (略)

十一 第十七条の十八第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二 (略)

(新設)

(登録の更新)

第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

第十七条の六 第十七条の八 (略)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十七条の九 令第三十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の十 令第三十一条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に令第三十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出 (以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(講習の実施基準)

第十七条の十一 法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・九 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の十二 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・十 (略)

十一 第十七条の十六第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二 (略)

(登録講習実施機関に係る業務の休廃止の届出)

第十七条の十五 登録講習実施機関は、法第二十六条の十三の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十七条の十六 法第二十六条の十四第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第十七条の十七 法第二十六条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

一 二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第十七条の十八 法第二十六条の十八の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十八に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習実施機関は、法第二十六条の十八に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習を実施した日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(講習業務の引継ぎ)

第十七条の十九 登録講習実施機関は、法第二十六条の十九第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

第十七条の二十 (略)

2 前項の報告書には、第十七条の十八第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

第十七条の二十一 (略)

(検定等の指定)

第十七条の二十二 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一 三 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

(登録講習実施機関に係る業務の休廃止の届出)

第十七条の十三 登録講習実施機関は、法第二十六条の十二の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十七条の十四 法第二十六条の十三第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第十七条の十五 法第二十六条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

一 二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第十七条の十六 法第二十六条の十七の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習実施機関は、法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習を実施した日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(講習業務の引継ぎ)

第十七条の十七 登録講習実施機関は、法第二十六条の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

第十七条の十八 (略)

2 前項の報告書には、第十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

第十七条の十九 (略)

(検定等の指定)

第十七条の二十 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一 三 (略)

2 前項に規定するもののほか、令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

(略)

(略)

第十七条の二十三、第十七条の三十五 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十六 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十八第一項及び第三項並びに第十七条の三十九第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一、三 (略)

2、5 (略)

第十七条の三十七 (略)

(資格者証の記載事項の変更等)

第十七条の三十八 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十六第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十六第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3 (略)

4 第十七条の三十六条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5・6 (略)

(資格者証の再交付等)

第十七条の三十九 (略)

2 (略)

3 第十七条の三十六第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

4、6 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の四十 (略)

2 第十七条の三十六第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

第十七条の四十一、第十七条の四十五 (略)

3 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

(略)

(略)

第十七条の二十一、第十七条の三十三 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一、三 (略)

2、5 (略)

第十七条の三十五 (略)

(資格者証の記載事項の変更等)

第十七条の三十六 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十四第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3 (略)

4 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5・6 (略)

(資格者証の再交付等)

第十七条の三十七 (略)

2 (略)

3 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

4、6 (略)

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十八 (略)

2 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

第十七条の三十九、第十七条の四十三 (略)

(準用)

第十七条の四十六 第十七条の二十五、第十七条の三十、第十七条の三十四及び第十七条の三十五の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十五中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の三十第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十四中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十五第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第四十五条の法人)

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

(登録経営状況分析機関の登録の申請)

第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の七各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

2 (略)

(準用)

第十七条の四十四 第十七条の二十三、第十七条の二十八、第十七条の三十二及び第十七条の三十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十三中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の四第二項」と、第十七条の二十八第一項中「法第二十七条の八第一項前段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項前段」と、試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七条の八第一項後段」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項後段」と、第十七条の三十二中「法第二十七条の十三第一項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七条の十五第三項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の十五第三項」と読み替えるものとする。

(令第四十二条の法人)

第十八条 令第四十二条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

(登録経営状況分析機関の登録の申請)

第二十一条の五 法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

2 (略)

(経営状況分析の実施基準)

第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一五六 (略)

(経営状況分析規程の記載事項)

第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一五九 (略)

(帳簿)

第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八の経営状況分析に
関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一五五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、
必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出
力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用す
る法第二十六条の十八に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八に規
定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、
経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(準用)

第二十一条の十 第十七条の七、第十七条の十五から第十七条の十七まで及び第十七条の十九の
規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の七	(略)	(略)
	法第二十六条の九第一項	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の九 第一項
第十七条の十五	法第二十六条の十三	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の十 三
第十七条の十五及び第十 七条の十九(見出しを含 む。)	(略)	(略)
第十七条の十六	法第二十六条の十四第二項第三 号	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の十 四第二項第三号

(経営状況分析の実施基準)

第二十一条の六 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定
める基準は、次に掲げるとおりとする。

一五六 (略)

(経営状況分析規程の記載事項)

第二十一条の七 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通
省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一五九 (略)

(帳簿)

第二十一条の八 法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に
関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一五五 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、
必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出
力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用す
る法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規
定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、
経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 (略)

(準用)

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の
規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	(略)
	法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の八 第一項
第十七条の十三	法第二十六条の十二	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の十 二
第十七条の十三及び第十 七条の十七(見出しを含 む。)	(略)	(略)
第十七条の十四	法第二十六条の十三第二項第三 号	法第二十七条の三十二におい て準用する法第二十六条の十 三第二項第三号

第十七条の十七第二項	法第二十六条の十四第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十四第二項第四号
	法第二十六条の十九第二項	(略)
第十七条の十九	(略)	(略)

(監督処分公告)

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 四 (略)

(証明書の様式)

第二十四条 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十二第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

(国土交通大臣が調査等を行う事項)

第二十八条の二 法第四十条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 建設工事の請負契約の締結及び履行の状況

二 法第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知及び協議の状況

三 法第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況

(証明書の様式)

第二十九条 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十二第二項に規定する証明書(国の職員が携帯するものを除く。)の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。)、法第二十五条の二十七第四項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十条の四第一項(調査の結果の公表に関する部分を除く。)、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

第十七条の十五第二項	法第二十六条の十三第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第四号
	法第二十六条の十八第二項	(略)
第十七条の十七	(略)	(略)

(監督処分公告)

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 四 (略)

(証明書の様式)

第二十四条 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

(国土交通大臣が調査等を行う事項)

第二十八条の二 法第四十条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、建設工事の請負契約の締結及び履行の状況とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(証明書の様式)

第二十九条 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書(国の職員が携帯するものを除く。)の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十条の四第一項(調査の結果の公表に関する部分を除く。)、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の八（法第二十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条の十一から法第二十六条の十三まで（法第二十六条の十二第二項を除く。）並びに法第二十六条の十五から法第二十六条の十七まで（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十六条の十九第一項、法第二十六条の二十一、法第二十六条の二十二第一項並びに法第二十六条の二十三（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五 十四（略）

十五 令第二十九条第二号の規定により認定すること。

十六 技術検定に関する令第三十九条、令第四十一条第一項及び令第四十二条第一項の規定による権限

十七 令第四十五条第二号の規定により指定すること。

十八・十九（略）

二十 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の七（第二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十五及び第十七条の十九（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の二十第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十一 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十四第一項、第十七条の二十五（第十七条の四十六において準用する場合を含む。）、第十七条の二十六第一項、第十七条の二十八、第十七条の三十（第十七条の四十六において準用する場合を含む。）、第十七条の三十一、第十七条の三十三第一項、第十七条の三十四及び第十七条の三十五（第十七条の四十六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十二第一項、第十七条の四十四並びに第十七条の四十五の規定による権限

二十二 資格者証に関する第十七条の三十六第一項及び第三項（第十七条の三十八第四項、第十七条の三十九第三項及び第十七条の四十第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十七第三項、第十七条の三十八第一項及び第三項並びに第十七条の三十九第一項及び第四項の規定による権限

二十三 二十五（略）

2（略）

様式第一号（第二条関係）

（略）

附則 一、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

二、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

三、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

四、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

（略）

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の七（法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条の十から法第二十六条の十二まで（法第二十六条の十一第二項を除く。）並びに法第二十六条の十四から法第二十六条の十六まで（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十六条の十八第一項、法第二十六条の二十、法第二十六条の二十一第一項並びに法第二十六条の二十二（法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十七条の三十一第二項及び第三項（法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五 十四（略）

十五 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十六 技術検定に関する令第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項の規定による権限

十七 令第四十二条第二号の規定により指定すること。

十八・十九（略）

二十 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の十三及び第十七条の十七（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十八第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十一 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十二第一項、第十七条の二十三（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十四第一項、第十七条の二十六、第十七条の二十八（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十九、第十七条の三十一第一項、第十七条の三十二及び第十七条の三十三（第十七条の四十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十第一項、第十七条の四十二並びに第十七条の四十三の規定による権限

二十二 資格者証に関する第十七条の三十四第一項及び第三項（第十七条の三十六第四項、第十七条の三十七第三項及び第十七条の三十八第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項の規定による権限

二十三 二十五（略）

2（略）

様式第一号（第二条関係）

（略）

附則 一、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

二、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

三、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

四、この省令の施行期日は、令和六年十二月二十二日とする。

（略）

別紙四

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	所長の姓	所長の名	所長の職	所長の職

別紙四

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	専任技術者の氏名	専任技術者の職	専任技術者の職

様式第八号 (第三条関係)

營業所技術者等証明書(新規・変更)

0
0
2
0
3

(1) 三つの上巻の【徳田新太郎の死】に、被殺者の妻と子に「おのづかには相愛の言葉が、」

(2) 三巻の上巻の【徳田新太郎の死】に、被殺者の妻と子に「おのづかには相愛の言葉が、」

(3) 三巻の上巻の【徳田新太郎の死】に、被殺者の妻と子に「おのづかには相愛の言葉が、」

$$\frac{\mathbb{E}[\mathcal{L}_t]}{t} \rightarrow \frac{\mathbb{E}[\mathcal{L}_\infty]}{\infty}$$

संस्कृत-
मन्त्र-
शाला

五二六

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

五、

姓名 性别 年龄 职业 电话

[illegible][illegible][illegible]

様式第八号 (第三条関係)

專任技術者証明書 (新規・変更)

0
0
0
0
0

(1) 江戸の上流の
徳川御家衆・家臣の二
階級は、江戸に定住する江戸御家衆を代表するといっている。上相模から来たもの
御家衆は、江戸に定住する江戸御家衆を代表するといっている。上相模から来たもの

$$\frac{\sum_{i=1}^n \frac{1}{x_i}}{n}$$

三、五、七、九

卷二

1. 求下列各数的平方根：
 (1) 16 (2) 25 (3) 36 (4) 49 (5) 64 (6) 81 (7) 100 (8) 121 (9) 144 (10) 169 (11) 196 (12) 225 (13) 256 (14) 289 (15) 324 (16) 361 (17) 400 (18) 441 (19) 484 (20) 529 (21) 576 (22) 625 (23) 676 (24) 729 (25) 784 (26) 841 (27) 900 (28) 961 (29) 1024 (30) 1089 (31) 1156 (32) 1225 (33) 1296 (34) 1369 (35) 1444 (36) 1521 (37) 1600 (38) 1681 (39) 1764 (40) 1849 (41) 1936 (42) 2025 (43) 2116 (44) 2209 (45) 2304 (46) 2401 (47) 2500 (48) 2601 (49) 2704 (50) 2809 (51) 2916 (52) 3025 (53) 3136 (54) 3249 (55) 3364 (56) 3481 (57) 3600 (58) 3721 (59) 3844 (60) 3969 (61) 4096 (62) 4225 (63) 4356 (64) 4489 (65) 4624 (66) 4761 (67) 4900 (68) 5041 (69) 5184 (70) 5329 (71) 5476 (72) 5625 (73) 5776 (74) 5929 (75) 6084 (76) 6241 (77) 6400 (78) 6561 (79) 6724 (80) 6889 (81) 7056 (82) 7225 (83) 7396 (84) 7569 (85) 7744 (86) 7921 (87) 8100 (88) 8281 (89) 8464 (90) 8649 (91) 8836 (92) 9025 (93) 9216 (94) 9409 (95) 9604 (96) 9801 (97) 10000 (98) 10201 (99) 10404 (100) 10609 (101) 10816 (102) 11025 (103) 11236 (104) 11449 (105) 11664 (106) 11881 (107) 12100 (108) 12321 (109) 12544 (110) 12769 (111) 12996 (112) 13225 (113) 13456 (114) 13689 (115) 13924 (116) 14161 (117) 14400 (118) 14641 (119) 14884 (120) 15129 (121) 15376 (122) 15625 (123) 15876 (124) 16129 (125) 16384 (126) 16641 (127) 16896 (128) 17161 (129) 17424 (130) 17689 (131) 17956 (132) 18225 (133) 18496 (134) 18769 (135) 19044 (136) 19321 (137) 19600 (138) 19881 (139) 20164 (140) 20449 (141) 20736 (142) 21025 (143) 21316 (144) 21609 (145) 21904 (146) 22201 (147) 22500 (148) 22801 (149) 23104 (150) 23409 (151) 23716 (152) 24025 (153) 24336 (154) 24649 (155) 24964 (156) 25281 (157) 25600 (158) 25921 (159) 26244 (160) 26569 (161) 26896 (162) 27225 (163) 27556 (164) 27889 (165) 28224 (166) 28561 (167) 28900 (168) 29241 (169) 29584 (170) 29929 (171) 30276 (172) 30625 (173) 30976 (174) 31329 (175) 31684 (176) 32041 (177) 32396 (178) 32756 (179) 33116 (180) 33479 (181) 33844 (182) 34211 (183) 34576 (184) 34944 (185) 35316 (186) 35689 (187) 36064 (188) 36441 (189) 36820 (190) 37201 (191) 37584 (192) 37969 (193) 38356 (194) 38744 (195) 39134 (196) 39525 (197) 39916 (198) 40309 (199) 40704 (200) 41100 (201) 41496 (202) 41894 (203) 42293 (204) 42694 (205) 43096 (206) 43499 (207) 43904 (208) 44310 (209) 44716 (210) 45124 (211) 45533 (212) 45944 (213) 46356 (214) 46769 (215) 47184 (216) 47599 (217) 48016 (218) 48434 (219) 48853 (220) 49274 (221) 49696 (222) 50119 (223) 50544 (224) 50969 (225) 51396 (226) 51824 (227) 52253 (228) 52684 (229) 53116 (230) 53549 (231) 53984 (232) 54419 (233) 54856 (234) 55294 (235) 55733 (236) 56174 (237) 56616 (238) 57059 (239) 57504 (240) 57949 (241) 58396 (242) 58844 (243) 59293 (244) 59744 (245) 60196 (246) 60649 (247) 61104 (248) 61559 (249) 62016 (250) 62474 (251) 62933 (252) 63394 (253) 63856 (254) 64319 (255) 64784 (256) 65249 (257) 65716 (258) 66184 (259) 66653 (260) 67124 (261) 67596 (262) 68069 (263) 68544 (264) 69019 (265) 69496 (266) 69974 (267) 70453 (268) 70934 (269) 71416 (270) 71899 (271) 72384 (272) 72869 (273) 73356 (274) 73844 (275) 74333 (276) 74824 (277) 75316 (278) 75809 (279) 76304 (280) 76799 (281) 77296 (282) 77794 (283) 78293 (284) 78794 (285) 79296 (286) 79799 (287) 80304 (288) 80809 (289) 81316 (290) 81824 (291) 82333 (292) 82844 (293) 83356 (294) 83869 (295) 84384 (296) 84899 (297) 85416 (298) 85934 (299) 86453 (300) 86974 (301) 87496 (302) 88019 (303) 88544 (304) 89069 (305) 89596 (306) 90124 (307) 90653 (308) 91184 (309) 91716 (310) 92249 (311) 92784 (312) 93319 (313) 93856 (314) 94394 (315) 94933 (316) 95474 (317) 96016 (318) 96559 (319) 97104 (320) 97649 (321) 98196 (322) 98744 (323) 99293 (324) 99844 (325) 100396 (326) 100949 (327) 101504 (328) 102059 (329) 102616 (330) 103174 (331) 103733 (332) 104294 (333) 104856 (334) 105419 (335) 105984 (336) 106549 (337) 107116 (338) 107684 (339) 108253 (340) 108824 (341) 109396 (342) 109969 (343) 110544 (344) 111119 (345) 111696 (346) 112274 (347) 112853 (348) 113434 (349) 114016 (350) 114599 (351) 115184 (352) 115769 (353) 116356 (354) 116944 (355) 117533 (356) 118124 (357) 118716 (358) 119309 (359) 119904 (360) 120499 (361) 121096 (362) 121694 (363) 122293 (364) 122894 (365) 123496 (366) 124099 (367) 124704 (368) 125309 (369) 125916 (370) 126524 (371) 127133 (372) 127744 (373) 128356 (374) 128969 (375) 129584 (376) 130199 (377) 130816 (378) 131434 (379) 132053 (380) 132674 (381) 133296 (382) 133919 (383) 134544 (384) 135169 (385) 135796 (386) 136424 (387) 1

154 - 75

姓名: 学号: 班级:

[illegible]

姓名 性別 年齢 職業

〒 市 区 町 丁目 番 号

電話番号

メールアドレス

希望するサービス

その他

申込者 申込日

受付 受付日

[illegible]

與薛道武

1. 二つの空間 $\mathbb{R}^n$ と、次の (1) から (5) までの場 $\mathbb{R}^n$ に、それぞれ $\mathbb{R}^n$ の場合と $\mathbb{R}^n$ に生成する $\mathbb{R}^n$ 、

- [illegible]

己未年

1. この証明には、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに生成する「 $\mathcal{C}$ 」

- [illegible]

- ・建設設置の場合
「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

- ・特定建設員の場合
「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ハ該当
「8」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（別カイと同等以上）
「9」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ハ該当
「6」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ハ該当
「8」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（別カイと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ハ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号ハ該当

土木一式工事（全）	建築造作工事（新）	電気配線工事（新）
建築一式工事（全）	鉄骨工事（新）	電気通信工事（新）
大工工事（大）	舗装工事（新）	道路工事（新）
瓦工工事（大）	しゅんせつ工事（しゅん）	さく井工事（井）
とび・上り・コンクリート工事（と）	敷金工事（敷）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	防雨工事（防）	消防施設工事（防）
電気工事（電）	防水工事（防）	汚穢施設工事（汚）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- また、現在担当している建設工事の種類（第6条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号）を記入した場合（記載要領1（1）（2）に該当する場合を除く）に、現在証明されている常務技術者等について（以下で常務技術者と省略）となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 「第6条第1項第1号（区分）」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号イ及び法第15条第2号ハの区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に照し、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追記又は削除の年月」の欄は、第6条第1項第1号（区分）の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追記又は削除をした年月を記入すること。
- 10 「営業所の名称（別添票）」の欄は、現在記載されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（別添票）」の欄に、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（略）

下記のとおり、
(1) 所在又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支那人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
（建設業法第7条第2号に規定する特定営業所に関する事項）

について変更があつたので取山をしなす。

（略）

記載要領

1～10 （略）

11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12～23 （略）

- ・建設設置の場合
「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

- ・特定建設員の場合
「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ハ該当
「8」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（別カイと同等以上）
「9」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ハ該当
「6」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ハ該当
「8」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（別カイと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ハ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号ハ該当

土木一式工事（全）	建築造作工事（新）	電気配線工事（新）
建築一式工事（全）	鉄骨工事（新）	電気通信工事（新）
大工工事（大）	舗装工事（新）	道路工事（新）
瓦工工事（大）	しゅんせつ工事（しゅん）	さく井工事（井）
とび・上り・コンクリート工事（と）	敷金工事（敷）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	防雨工事（防）	消防施設工事（防）
電気工事（電）	防水工事（防）	汚穢施設工事（汚）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- また、現在担当している建設工事の種類（第6条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号）を記入した場合（記載要領1（1）（2）に該当する場合を除く）に、現在証明されている専任の技術者等について（以下で専任の技術者と省略）となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 「第6条第1項第1号（区分）」の欄は、証明しようとする技術者が主任の技術者として該当する法第7条第2号イ及び法第15条第2号ハの区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に照し、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追記又は削除の年月」の欄は、第6条第1項第1号（区分）の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追記又は削除をした年月を記入すること。
- 10 「営業所の名称（別添票）」の欄は、現在記載されている主任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（別添票）」の欄に、この証明書の提出後に、主任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（略）

下記のとおり、
(1) 所在又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支那人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
（建設業法第7条第2号に規定する特定営業所に関する事項）

について変更があつたので取山をしなす。

（略）

記載要領

1～10 （略）

11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12～23 （略）

別紙三

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	所長の職名及び氏名	所長に準じた職名	所員職区分

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	専任技術者の氏名	専任に準じた職名	所員職区分

記載事項

- ① 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第三十二号の五）が紙に「営業所一覧表」の「営業所」による建設業の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「上」～「9」のうちに、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された格号とを（ハイフン）で結んで記載すること。
- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
 - ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同号以上）
 - 「5」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同号以上）
 - 「8」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・・・法第15条第2号イ該当
- | | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 土木一式工事（十） | 鋼構造物工事（別） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気設備工事（電） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（根） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 汚水施設工事（汚） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 能率工事（能） |
| タイル・レンガ・ブロック工事（タ） | 機械器具設置工事（機） | |
- ② 「有資格者名」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号ロに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（ ）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

（略）

記載者、営業所及び営業所等についての特記事項は、

住所

国番号

市区町村番号

表示

電話番号

（略）

記載事項

- ① 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第三十二号の五）が紙に「営業所一覧表」の「営業所」による建設業の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「上」～「9」のうちに、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された格号とを（ハイフン）で結んで記載すること。
- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
 - ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同号以上）
 - 「5」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同号以上）
 - 「8」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・・・法第15条第2号イ該当
- | | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 土木一式工事（十） | 鋼構造物工事（別） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気設備工事（電） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（根） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 汚水施設工事（汚） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 能率工事（能） |
| タイル・レンガ・ブロック工事（タ） | 機械器具設置工事（機） | |
- ② 「有資格者名」の欄は、記載する技術者が専任技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号ロに該当する者）については、その有する資格等の区分）について別表（ ）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

（略）

記載者、営業所及び営業所等についての特記事項は、

住所

国番号

市区町村番号

表示

電話番号

（略）

別紙三

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	主任技術者の氏名	営業二課の職種	在籍地区名

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	主任の専任者の氏名	営業二課の職種	在籍地区名

別紙三

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	営業所長等 の氏名	定数 （正社員数）	在籍 人数

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	専任技術者の氏名	定数 （正社員数）	在籍 人数

記載要領

① 「建設工事の種類」の欄は、分別記号請求（別記載第二十二号の八）別紙「作業所一覧表」の「作業所」とする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が登録技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「上 9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを「ハイフン」で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当
- 「4」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等級以上）
- 「5」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等級以上）
- 「8」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事（十）	鋼構造物工事（鋼）	熱処理工事（熱）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（鉄）	電気配管工事（電）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	葬具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（根）	鍛冶工事（鍛）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防木工事（防）	汚水施設工事（汚）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・レンガ・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

② 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が登録技術者等として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その付する資格等の区分）について別表（ ）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載要領

① 「建設工事の種類」の欄は、分別記号請求（別記載第二十二号の八）別紙「作業所一覧表」の「作業所」とする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が登録技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「上 9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを「ハイフン」で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当
- 「4」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ該当
- 「7」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等級以上）
- 「5」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等級以上）
- 「8」・・・・・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当
- 「9」・・・・・・・・・・法第 15 条第 2 号イ該当

土木一式工事（十）	鋼構造物工事（鋼）	熱処理工事（熱）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（鉄）	電気配管工事（電）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	葬具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（根）	鍛冶工事（鍛）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防木工事（防）	汚水施設工事（汚）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・レンガ・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

② 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が登録技術者等として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その付する資格等の区分）について別表（ ）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(略)

右各等、記載する建設業の名称は、次のとおり記載する。

建設業

技術者

氏名

登録番号

マイナンバー番号

(略)

様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(略)

右各等、記載する建設業の名称は、次のとおり記載する。

建設業

技術者

氏名

登録番号

マイナンバー番号

(略)

別紙二

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	所長の職階等及び氏名	総務・事務課長	主任係長

別紙二

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所名称	主任の職階等及び氏名	総務・事務課長	主任係長

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相續認可申請書（別記載第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業所」とする建設業）の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が登録技術者となる建設業に係る建設工事について、例えば「上・9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 1）・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 4）・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 7）・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 2）・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 3）・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 5）・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 6）・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 8）・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 9）・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（十）	別種造作工事（別）	熟練造作工事（熟）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（鉄）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
たび・土工・コンクリート工事（土）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	汚濁施設工事（汚）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 有資格者（注）の欄は、記載する技術者が登録技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（注）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十五号の三（第十七条の十三関係）

（略）

様式第二十五号の四（第十七条の三十六関係）

（略）

様式第二十五号の五（第十七条の三十七関係）

（略）

様式第二十五号の六（第十七条の三十八関係）

（略）

様式第二十五号の七（第十七条の三十九関係）

（略）

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

別紙二

（略）

記載要領

1～7 （略）

8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

9・10 （略）

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相續認可申請書（別記載第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業所」とする建設業）の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が登録技術者となる建設業に係る建設工事について、例えば「上・9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 1）・・・・・・法第7条第2号イ該当
- 4）・・・・・・法第7条第2号ロ該当
- 7）・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

- 2）・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 3）・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 5）・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 6）・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 8）・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 9）・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（十）	別種造作工事（別）	熟練造作工事（熟）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（鉄）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
たび・土工・コンクリート工事（土）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	汚濁施設工事（汚）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 有資格者（注）の欄は、記載する技術者が登録技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（注）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十五号の三（第十七条の九関係）

（略）

様式第二十五号の四（第十七条の三十四関係）

（略）

様式第二十五号の五（第十七条の三十五関係）

（略）

様式第二十五号の六（第十七条の三十六関係）

（略）

様式第二十五号の七（第十七条の三十七関係）

（略）

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

別紙二

（略）

記載要領

1～7 （略）

8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

9・10 （略）

様式第三十号（第二十九条関係）

建設業法概要 第二十六条の二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第四項の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県内の区域内で建設業を営む者）に建設資料を引渡し、建設資料の複製等を許して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に入場入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第二十八条の二（第三項及び第四項の規定は、特例の規定による立入検査について準用する。）	建設業法概要 第二十六条の二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第四項の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県内の区域内で建設業を営む者）に建設資料を引渡し、建設資料の複製等を許して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に入場入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第二十八条の二（第三項及び第四項の規定は、特例の規定による立入検査について準用する。）
---	---

(別 表) 四

コード	資 格 区 分
(略)	(略)
005	令第29条該当
(略)	(略)
(略)	(略)

備考 (略)

様式第三十号（第二十九条関係）

建設業法概要 第二十六条の二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第四項の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県内の区域内で建設業を営む者）に建設資料を引渡し、建設資料の複製等を許して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に入場入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第二十八条の二（第三項及び第四項の規定は、特例の規定による立入検査について準用する。）	建設業法概要 第二十六条の二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第四項の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県内の区域内で建設業を営む者）に建設資料を引渡し、建設資料の複製等を許して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に入場入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第二十八条の二（第三項及び第四項の規定は、特例の規定による立入検査について準用する。）
---	---

(別 表) 四

コード	資 格 区 分
(略)	(略)
005	令第28条該当
(略)	(略)
(略)	(略)

備考 (略)

(水道法施行規則の一部改正) 第二条 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	
(試験科目の一部免除) 第三十一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。	
改正前	
(試験科目の一部免除) 第三十一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。	
第三条 施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	
(技術検定の検定種別) 第一条 建設業法施行令（以下「令」という。）第三十七条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。 一 〆六（略） 2 令第三十七条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。 3 令第三十七条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。 (第二次検定の受検資格) 第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十六条第三項第二号に掲げる監理技術者の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者 四 〆六（略） 2（略） (検定の免除の申請) 第九条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。）の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。 2 令第三十九条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。	
改正前	
(技術検定の検定種別) 第一条 建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。 一 〆六（略） 2 令第三十四条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。 3 令第三十四条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。 (第二次検定の受検資格) 第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特例監理技術者（建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十六条第四項に規定する特例監理技術者をいう。）の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者 四 〆六（略） 2（略） (検定の免除の申請) 第九条 令第三十六条の規定により第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。）の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。 2 令第三十六条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。	

別表第一（第二條関係）			
検定種目	検定区分	検定科目	検 定 基 準
建設機械 施工管理	第一次検 定	建設機械施工法	1 監理技術者補佐（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第二項第二号へに規定する監理技術者補佐をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
（略）	（略）	（略）	2 ～ 4 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
改正 後			
別表第一（第三條及び第四條関係）			
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	（略）	第二十六条の十四第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	（略）
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	（略）	（略）	（略）
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	（略）	第十七条の十八第四項	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第八條及び第九條関係）			
建設業法	（略）	第二十六条の十四第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第四（第十條及び第十一條関係）			
建設業法	（略）	第二十六条の十四第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
改正 前			
別表第一（第三條及び第四條関係）			
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	（略）	第二十六条の十三第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	（略）
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	（略）	（略）	（略）
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	（略）	第十七条の十一第四項	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第八條及び第九條関係）			
建設業法	（略）	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第四（第十條及び第十一條関係）			
建設業法	（略）	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）
第四條 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第二條関係）			
検定種目	検定区分	検定科目	検 定 基 準
建設機械 施工管理	第一次検 定	建設機械施工法	1 監理技術者補佐（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第二項第二号へに規定する監理技術者補佐をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
（略）	（略）	（略）	2 ～ 4 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第一（第二條関係）			
検定種目	検定区分	検定科目	検 定 基 準
建設機械 施工管理	第一次検 定	建設機械施工法	1 監理技術者補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
（略）	（略）	（略）	2 ～ 4 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

(国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部改正)
第五条 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第一条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。 一 四 (略) 五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）<u>第二十六条の二十二第一項、第二十七条の十二第一項、第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項</u> 六 八十四 (略)		第一条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。 一 四 (略) 五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）<u>第二十六条の二十一第一項、第二十七条の十二第一項、第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項</u> 六 八十四 (略)	
（生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正） 第六条 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和六年厚生労働省令第六十五号）の一部を次のように改正する。 第三条のうち、水道法施行規則第九条、第十四条及び第三十一条の改正規定を次のように改める。			
改正後		改正前	
（布設工事監督者の資格） 第九条 令第五条第一項第八号の規定により同項第一号から第七号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 二 外国の学校において、令第五条第一項第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 四 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）		（布設工事監督者の資格） 第九条 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二 外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （新設）	

2 簡易水道事業 給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道については、前項第一号中「二年以上」、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは、「一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一）と、同項第四号中「三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二）と、同項第五号中「五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三）と、同項第六号中「七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」とあるのは「一一」年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替へるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業及び一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は一日最大給水量が一立方メートル以下である専用水道（以下この条において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第五号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第七条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等）の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

四 技術士法第四條第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道等の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経歴を有する者

(新設)

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

(新設)

五 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術 検定に合格した者であつて、三年（簡易水道等の場合は、一年六箇月）以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者 (試験科目の一部免除) 第三十一条 建設業法施行令第三十七条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の 種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水 装置施工管理法の免除を受けることができる。	(新設) (試験科目の一部免除) 第三十一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項の表に掲げ る検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試 験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。
---	---

附 則
この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。